

学校法人京都西山学園
京都西山短期大学
機関別評価結果

令和7年3月14日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

京都西山短期大学の概要

設置者 学校法人 京都西山学園
理事長 櫻井 悦夫
学 長 加藤 善朗
A L O 脇田 修司
開設年月日 昭和 25 年 4 月 1 日
所在地 京都府長岡京市粟生西条 26

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
共生社会学科		90
	合計	90

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

京都西山短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年6月13日付で京都西山短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

「智慧と慈悲」が建学の精神であり、建学の目的「仏教精神による人物育成」や建学の理念「学仏大悲心」を端的に表現しており、ウェブサイト等で学内外に表明し、行事等を通して学生、教職員にも周知を図っている。

長岡京市教育委員会との地域連携協定に基づく定期的な公開講座の開講や地域の小学校でのボランティア活動等、地域貢献活動を行っている。

学則に建学の精神に基づき定めた教育目的・目標が明記され、ウェブサイト等で学内外に公開している。

三つの方針は建学の精神に基づき定められ、組織的に全体的な議論と検討を行い、教授会の審議を経て決定され、ウェブサイト等で学内外に公開されている。

自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会を組織し点検・評価活動を行っている。令和3年度から「自己点検・評価簡易報告書」を作成し、ウェブサイトで公開している。令和5年度にアセスメントポリシーを策定し、PDCAサイクルの整備を行った。

専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針、取得可能な資格及び免許状について学生便覧に明記され、周知が図られている。教育課程編成・実施の方針に従って教育課程を編成し、学習成果に対応した授業科目が編成されている。

教養教育は、各コースの特性に合わせた基礎学力の習得を目指すことに重点を置き、授業評価アンケートの活用により効果の測定に努めている。

職業教育では、近隣地域の企業や商工会と積極的に連携を図り、夏季及び冬季におけるインターンシップを計画・実施している。

入学者受入れの方針等の情報は、入学案内、募集要項、ウェブサイトで明示されている。高等学校教員を対象とした進学説明会において、入学者受入れの方針についても説明を行い意見聴取している。

学習成果の達成については、学位授与率や資格の取得率により査定されている。学習成果の獲得状況は、GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格取得率等を用いて測定している。学習成果の獲得に向けて、教職員は学生一人ひとりを丁寧に把握し、指導している。

学生からの授業評価を定期的に行い、その結果を受けて授業を見直すことを義務付けている。図書館やコンピュータ、学内 LAN 等の整備もされている。

学習支援・生活支援の組織的な実施では、学生と教職員の距離が近いことを生かして、多様なバックグラウンドを持つ学生たちにきめ細やかに対応している。学生相談室は、心理相談や学習相談等、様々な理由で活用されている。

進路支援については、インターンシップの活用を通して進路への意識を高め、既に進路が定まっている学生に対しては資格取得に向けて指導している。

専任教員の配置は短期大学設置基準を充足し、教員の選考は選考手続にのっとり実施している。研究を行う環境、機会は確保され、「西山学苑研究紀要」の発行や地域貢献事業の実施等にも精力的に取り組んでいる。FD 活動は、救急対応や合理的配慮に関わるもの、留学生の教育の現状と課題に関する内容等を取り上げ、定期的な研修を実施している。

事務組織は、事務局事務分掌規程等の諸規程に沿って責任体制を明確にしている。SD 活動に関しては、SD 委員会規程を整備し、各種団体が主催する研修会にも参加し、事務職員としての能力開発を行っている。人事・労務管理は、教職員の勤務、就業に関する規程を整備し、適切に管理している。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充足し、必要な運動施設も整備している。図書館は十分な蔵書を有し、特に浄土学関係の書物が充実している。

固定資産及び物品管理規程等を定め、施設設備の維持管理を適切に行っている。防火・防災管理規程、危機管理委員会規程を整備し、自衛消防組織を編成している。コンピュータシステムのセキュリティ対策は専門業者に委託している。

学内 LAN を教職員用と学生用に分けて構築するなど、セキュリティ対策を講じている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は仏教精神に基づく教育に理解が深く、学校法人を代表してその業務を総理している。寄附行為に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関としての運営を適切に行っている。

学長は建学の精神、建学の理念を深く理解し、学則及び教授会規程に基づいて教授会を開催し、その意見を参酌し、学則の定めに従い、教学部門の最高責任者として所属教職員を統督している。ただし、評価の過程で、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程が定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は適切に選任されており、全ての理事会及び評議員会に出席して意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織している。ただし、評価の過程で、評議員会の議事録に、出席していない理事長が議長として署名押印しているものがあるという、早急に改善を要する事項が認められ、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認したが、その他の議事録にも誤記載や管理等に関する不備が散見されるため、学校法人の適切な管理運営体制の構築になお一層努められたい。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づいた教育情報、財務情報等をウェブサ

イトで公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 基礎教育科目として教養教育を実施しており、学科の特性に応じて、語学やスポーツ、情報処理などの科目を設け、教養や基礎学力の習得を目的として所属コースを問わず興味関心に合わせた幅広い科目選択ができる。また、仏教コースでは宗門の教師資格、みらい創造コースでは実社会で求められるヒューマンスキルや実務スキルに関する資格、国際経営コースの留学生は日本語能力試験での N1、N2、保育幼児教育コースでは保育士資格や幼稚園教諭二種免許状等、様々な資格取得が目指せる。

[テーマ B 学生支援]

- 学生は、担任教員、ゼミ担当教員、事務職員等、様々な教職員と日常的にコミュニケーションを取る機会があり、それぞれの学生が話しやすい教職員に学習相談等を行うことができる。また、教職員も週に1度定例の専攻会議を開催しており、組織内での情報共有や連携が積極的に行われている。教職員が一体となって学生支援に取り組んでおり、学生や短期大学の課題の解決を図っている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 卒業認定・学位授与の方針を学習成果と同一のものと位置づけているため、卒業認定・学位授与の方針に示された能力等が学習成果であることを定義し、その獲得をもって学位を授与することを明確に示すことが望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 火災・地震対策において、実際に学生と教職員が参加する避難訓練が実施されていないため、全学的な訓練を実施することが望まれる。

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっており、運用資産に比べて外部負債が多い。今後、「学校法人京都西山学園 経営改善計画 令和 5 年度～9 年度（5 ヶ年）」を着実に実行し、財務体質の改善を図ることが強く求められる。
- 短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率を上げるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 監事による監査報告書には、学校法人の業務及び財産の状況についての記載はあるが、私立学校法の規定に従って理事の業務執行の状況についても記載することが必要である。
- 評議員会の議事録作成や管理等に関する不備が散見されるため、学校法人の適切な管理運営体制の構築に努められたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下の事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 評価の過程で、学生の懲戒（退学、停学及び訓告の処分）については学則第 54 条に定められているが、その手続に関する規程が定められていないという問題が認められた。
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令等にのっとり適切な管理運営に取り組まされたい。

[テーマ C ガバナンス]

- 評価の過程で、評議員会の議事録に、出席していない理事長が議長として署名押印しているものがあるという問題が認められた。
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、私立学校法及び寄附行為にのっとり適切な学校法人運営に取り組まされたい。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「智慧と慈悲」を建学の精神とし、仏教による教えを学び、習得していく「智慧」と、思いやりのあるあたたかい心を育む「慈悲」による人間力の形成を目指している。弘安3年に学寮が創設されて740年余りたった現在でも、その根本理念は変わることなく、現在も僧侶を養成するコースを維持している。

長岡京市教育委員会との地域連携協定に基づく定期的な公開講座の開講や、仏教保育専攻の学生を中心に地域の小学校で行われる「らくしん祭り」や「乙訓おやまなびフォーラム」、「あらぐさ祭り」等に参加し、地域へのボランティア活動に取り組んでいる。

教育目的として、学則に「高等普通教育の基礎の上に仏教学の教養に重きを置く大学教育を施すことを目的とし、仏教精神をふまえ、広く社会の福祉に貢献する人物の育成をめざすことを使命とする。」と明記し、教育目標として「地域や社会で活躍できる人材の育成」を掲げ、「他者への思いやり」の心を育みつつ、社会人に必要とされる力を総合的に身につけ、それをもって地域や社会で活躍できる人材を育成することをウェブサイト等で学内外に公開している。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針に示されているものの、建学の精神、教育目的を踏まえた学科の学習成果が不明確なので、改善が望まれる。三つの方針は建学の精神に基づき定められている。専攻・コース会議で卒業認定・学位授与の方針、教学委員会で教育課程編成・実施の方針、入試広報委員会で入学者受入れの方針を検討した後、自己点検・評価委員会で三つの方針の全体的な議論と検討を行い、教授会の審議を経て学長が決定している。三つの方針はウェブサイト・大学案内等の印刷物で学内外に公開されている。しかし、三つの方針の書き方がコースによって異なっているため相互に調整し、全体を通しての統一感を持たせることが望まれる。

自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会を組織し点検・評価活動を行っている。令和3年度から「自己点検・評価簡易報告書」を作成し、ウェブサイトで公開しているほか、外部評価員からの意見を聴取している。令和5年度にアセスメントポリシーを策定し、PDCAサイクルの整備を行っている。今後PDCAをはじめとする質保証のシステムが機能するように努めることが望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針、取得可能な資格及び免許状について学生便覧に明記され、周知が図られている。

教育課程編成・実施の方針に従って教育課程を編成しており、学習成果に対応した授業科目が編成されている。

教養教育の内容と実施体制の確立については、各コースの特性に合わせた基礎学力の習得を目指すことに重点を置き、授業評価アンケートの活用により効果の測定に努めている。

職業教育では、近隣地域の企業や商工会と積極的に連携を図り、夏季及び冬季におけるインターンシップを計画・実施している。

コースごとの入学者受入れの方針や必要経費等の情報は、入学案内、募集要項、ウェブサイトで明示されている。高等学校教員を対象とした進学説明会において、入学者受入れの方針についても説明を行い意見聴取している。

学習成果は、学位授与率や資格の取得率により査定されている。学習成果の獲得状況は、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格取得率等を用いて測定している。さらに、「思考力」、「姿勢・態度」、「経験」の視点からその能力を可視化するアセスメントを導入し、ポートフォリオに代わるものとして実施している。

仏教保育専攻では卒業生を対象とした進路調査や同窓会等を活用し卒業生の情報収集を行い、卒業後も相談対応や支援を行なっている。

学習成果の獲得に向けた教育資源の活用について、教職員は、学生一人ひとりを丁寧に把握し、指導している。教職員間の連携も密であり、週に1度行われる専攻会議や事務連絡会議によって情報を共有し、教職員が一体となった支援・指導体制となっている。毎年学期末に「授業をよくするための調査」として学生による授業評価アンケート調査を行い、その結果は授業改善のために活用されている。図書館やコンピュータ、学内 LAN 等の整備も行われており、授業で活用されている。

学習支援・生活支援の組織的な実施については、学生と教職員の距離が近いことを生かして、多様なバックグラウンドを持つ学生たちにきめ細やかに対応している。特に、留学生が多く在学しており、学習進度の個人差が非常に大きいのが、臨機応変に対応している。また、多様な学生を支援するため、独自の奨学金制度等の経済支援制度も設けている。学生相談室は、心理相談や学習相談等、様々な理由で活用されている。学生の相談内容を詳細に記録し保管している。基礎学力が不足する学生、心理的なケアを要する学生に対しては、学生の要請に応じて臨床心理士の資格をもった教員を中心に相談指導を行い、その内容を教職員で共有することで、行き届いた支援・指導ができています。

進路支援については、インターンシップの活用を通して学生の進路への意識を高め、既に進路が定まっている学生に対しては資格取得に向けて指導している。四年制大学へ編入学する学生も年間数名程度おり、教職員が編入学試験対策の指導をしている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づき教員組織を整備し、専任教員は短期大学設置基準を充足しており、教員の選考は選考基準にのっとり実施している。

研究を行う環境、機会は確保されており、研究成果を発表する機会として「西山学苑研究紀要」を1年に1回発行している。非常勤教員や特任教員にサポートを要請し、専任教員の負担軽減に向けた取組みを始めている。

なお、科学研究費補助金や外部研究費の獲得に向けた申請が少ないため、教員評価項目に科学研究費補助金の申請を加えることが明言されている。FD活動は、救急対応や合理的配慮に関わるもの、留学生の教育の現状と課題に関する内容等を取り上げ、定期的な研修を実施している。

事務組織は、事務局事務分掌規程等の諸規程に沿って責任体制を明確にしている。SD活動に関しては、SD委員会規程を整備し、各種団体が主催する研修会にも参加し、事務職員としての能力開発を行っている。事務連絡会議が定期的に行われ、情報共有が行われている。人事・労務管理は、教職員の勤務、就業に関する規程を整備し、適切に管理している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。運動施設としては、グラウンドと体育リズム室、多目的室があり、適切な広さを確保している。図書館は十分な蔵書と閲覧室を有し、特に浄土学関係の書物が充実している。

固定資産及び物品管理規程、経理規程等を定め、施設設備の維持管理を適切に行っている。防火・防災管理規程、危機管理委員会規程を整備し、自衛消防組織を編成している。しかしながら、火災・地震対策において、実際に学生と教職員が参加する避難訓練が実施されていないため、全学的な訓練を実施することが望まれる。コンピュータシステムについては、セキュリティ対策を専門業者に委託している。節電を徹底し、照明器具のLED化により省エネルギー対策を図っている。

大部分の講義室においてビデオ、DVDの機器を設置し、持ち運び可能なプロジェクター、スクリーン、パソコンを準備している。また、基礎教育科目で、ICT利活用技能の習得を図っている。学内LANを教職員用と学生用に分けて構築するなど、セキュリティ対策を講じている。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっており、運用資産に比べて外部負債が多い。今後、「学校法人京都西山学園 経営改善計画 令和5年度～9年度(5ヵ年)」を着実に実行し、財務体質の改善を図ることが強く求められる。また、短期大学全体の収容定員の充足率低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は西山浄土宗との関わりが強く、仏教精神に基づく教育に理解が深く、建学の精神、教育理念、教育目的・目標を十分に理解した上で、学校法人を代表してその業務を総理している。寄附行為に基づき理事会を開催し学校法人の意思決定機関としての運営を適切に行っている。また、理事会において選出された3人の常任理事とともに、常任理事会を適宜開催して、寄附行為実施規則によって理事長に委任された業務について諮問し、決定している。

学長は西山浄土宗教師であり、建学の精神、建学の理念等を深く理解している。学則及び教授会規程に基づいて教授会を開催し、学則の定めに従い、教授会の意見をくみ取りな

がら教学部門の最高責任者として、その校務をつかさどり、教職員を統督している。教授会は教育研究上の審議機関として学則が定める事項について審議し、学長に意見を述べ、学長はその意見を基に適切な決定を行っている。

なお、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續に関する規程を定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

監事は適切に選任されており、全ての理事会及び評議員会に出席して意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は常任理事会が行われる際も全てに出席している。なお、監事による監査報告書には、理事の業務執行の状況についての記載がないため、私立学校法の規程に従って記載することが必要である。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織している。なお、評議員会の議事録に、出席していない理事長が議長として署名押印しているものがあった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。ただし、その他の議事録にも開催時刻の誤記載が認められるなど、学校法人全体において正確な議事録の作成に対する意識が希薄であることがうかがわれるため、学校法人の適切な管理運営体制の構築になお一層努められたい。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づいた教育情報、財務情報等はウェブサイト等を介して公表・公開している。